

令和 6 年
9 月高浜市議会定例会
参 考 資 料

目 次

| 種類・番号 | 件名 | 頁 |
|----------|---------------------------------|----|
| 同意第 4 号 | 教育委員会委員の任命について | 3 |
| 議案第 49 号 | 高浜市住民投票条例の一部改正について | 4 |
| 議案第 50 号 | 高浜市税条例の一部改正について | 9 |
| 議案第 51 号 | 高浜市国民健康保険条例の一部改正について | 10 |
| 議案第 52 号 | 市道路線の認定について | 11 |
| 議案第 53 号 | 令和 5 年度高浜市水道事業会計未処分利益余剰金の処分について | 16 |
| 議案第 54 号 | 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について | 17 |
| 議案第 55 号 | 工事請負契約の変更について | 18 |
| 議案第 56 号 | 財産の取得について（追認） | 19 |
| 議案第 57 号 | 財産の取得について（追認） | |
| 議案第 58 号 | 財産の取得について（追認） | |

同意第4号関係

教育委員会委員の任命について

| | |
|---------------------|--|
| 委 員 の 定 数 | 4人 |
| 委 員 の 任 期 | 4年 |
| 今 回 任 命 す る 委 員 の 数 | 1人 |
| 氏 名 | 江 坂 徳 峰 (42歳) |
| 略 歴 | <div style="text-align: center;">個人情報のため、非公表</div> |

議案第49号関係

高浜市住民投票条例の一部改正新旧対照表

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「市政運営上の重要事項」とは、市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(被登録資格)</p> <p>第10条 投票資格者名簿の登録は、年齢満18歳以上の日本国籍を有する者又は永住外国人で、高浜市の住民票が作成された日（他の市町村から高浜市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上高浜市の住民基本台帳に記録されているもの（以下この条において「被登録資格者」という。）について行うものとする。ただし、永住外国人については、被登録資格者のうち規則で定めるところにより、_____選挙管理委員会に登録の申請をした者に限る。</p> <p>(登録)</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「市政運営上の重要事項」とは、市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(被登録資格)</p> <p>第10条 投票資格者名簿の登録は、年齢満18歳以上の日本国籍を有する者又は永住外国人で、高浜市の住民票が作成された日（他の市町村から高浜市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上高浜市の住民基本台帳に記録されているもの（以下この条において「被登録資格者」という。）について行うものとする。ただし、永住外国人については、被登録資格者のうち規則で定めるところにより、<u>文書</u>で選挙管理委員会に登録の申請をした者に限る。</p> <p>(登録)</p> |

第11条 選挙管理委員会は、登録月の1日現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を同日(同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日）に投票資格者名簿に登録しなければならない。

2 略

（期日前投票等）

第19条 投票日の当日、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

2 次の各号のいずれかに該当する投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により送付する方法により

第11条 選挙管理委員会は、登録月の1日現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を同日_____に投票資格者名簿に登録しなければならない。

2 略

（期日前投票等）

第19条 投票日の当日、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

（1）職務若しくは業務又は用務に従事すること。

（2）高浜市の区域外に旅行又は滞在すること。

（3）疾病、負傷、妊娠、出産、老衰その他身体の障害のため歩行が困難であること。

（4）高浜市の区域外の住所に居住していること。

2 次の各号のいずれかに該当する投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により送付する方法により

投票を行うことができる。

(1)及び(2) 略

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定において要介護3、要介護4又は要介護5と認定されている者

(4) 高浜市の区域外の住所に居住している者又は区域外に旅行若しくは滞在している者

(5) 疾病、負傷、妊娠、出産、障害その他の理由により_____病院その他の施設に入院又は入所している者
(規則で定めるところにより、郵便等によらない不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた者を除く。)

3 前項第1号及び第2号に定める投票人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして規則で定めるものは、第17条第2項及び次条第4号の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た者_____をして投票に関する記載をさせることができる。

(投票運動)

第22条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、不适当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(登録、投票及び開票)

第27条 前条までに定めるもののほか、投票資格者名簿の登録並

投票を行うことができる。

(1)及び(2) 略

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定において要介護4又は要介護5と認定されている者

(4) 高浜市の区域外の住所に居住している者_____

(5) 疾病、負傷、妊娠、出産、障害その他の理由により高浜市の区域外にある病院その他の施設に入院又は入所している者

3 前項第1号及び第2号に定める投票人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして規則で定めるものは、第17条第2項及び次条第4号の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た者(投票資格者に限る。)をして投票に関する記載をさせることができる。

(投票運動)

第22条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不适当に干渉されるものであってはならない。

(登録、投票及び開票)

第27条 前条までに定めるもののほか、投票資格者名簿の登録並

びに投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、期日前投票、不在者投票その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）並びに高浜市公職選挙管理規程（昭和50年高浜市選挙管理委員会規程第1号）の規定の例による。

びに投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、期日前投票、不在者投票その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）並びに高浜市公職選挙管理規程（昭和50年高浜市選挙管理委員会規程第1号）の規定の例による。

議案第49号概要資料

高浜市住民投票条例の一部改正について（概要）

1. 背景

近年の公職選挙法の改正に準じて、本条例の一部を改正する。その他、所要の整備を行う。

2. 主な改正内容

（1）住民投票の除外要件について【第2条関係】

- ・地方自治法に準じ、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項を明記する。

（2）投票資格者名簿の登録日について【第11条関係】

- ・公職選挙法に準じ、登録月の1日が休日に当たる場合、登録月の1日又は同日の直後の休日以外の日に登録できる旨を明記する。

（3）期日前投票又は不在者投票を行うことができる事由について【第19条第1項関係】

- ・公職選挙法に準じ、「天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること」による事由を追加する必要にあわせて、本条例における各号の規定を削除し、公職選挙法に掲げる事由のいずれかに該当する場合に、期日前投票又は不在者投票を行うことができる旨の規定に変更する。

（4）郵便等による不在者投票を行うことができる要件の拡大【第19条第2項関係】

- ・要介護3と認定されている者
- ・高浜市の区域外に旅行又は滞在している者
- ・高浜市内の病院その他施設に入院又は入所している者

投票所または病院その他施設での不在者投票が困難と思われる以上の者について、対象範囲を拡大する。

（5）投票運動の制限について【第22条関係】

- ・「市民の平穏な生活環境が侵害されるもの」について追加する。

3. 施行日

公布の日

議案第50号関係

高浜市税条例の一部改正新旧対照表

| 改 | 正 | 後 | 改 | 正 | 前 | | | | | | | |
|---|---------------|---|--------------|---|-----|------------|--|---|-------------------------|---------------|--|---|
| 別表（第33条の7関係） | | | 別表（第33条の7関係） | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人名</th><th>主たる事務所の所在地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人NPOた かはま～特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会</td><td>略</td></tr> <tr> <td>特定非営利活動法人のりのり フットワーク</td><td>高浜市二池町一丁目8番地6</td></tr> <tr> <td>特定非営利活動法人だいすき つづ～特定非営利活動法人 S a n s y u - t a c o b a</td><td>略</td></tr> </tbody> </table> | | | | | 法人名 | 主たる事務所の所在地 | 特定非営利活動法人NPOた かはま～特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会 | 略 | 特定非営利活動法人のりのり フットワーク | 高浜市二池町一丁目8番地6 | 特定非営利活動法人だいすき つづ～特定非営利活動法人 S a n s y u - t a c o b a | 略 |
| 法人名 | 主たる事務所の所在地 | | | | | | | | | | | |
| 特定非営利活動法人NPOた かはま～特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会 | 略 | | | | | | | | | | | |
| 特定非営利活動法人のりのり フットワーク | 高浜市二池町一丁目8番地6 | | | | | | | | | | | |
| 特定非営利活動法人だいすき つづ～特定非営利活動法人 S a n s y u - t a c o b a | 略 | | | | | | | | | | | |

議案第51号関係

高浜市国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| (罰則) <p>第13条 世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした</u> <u>ときは、10万円以下の過料に処する。</u></p> | (罰則) <p>第13条 世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない</u>ときは、<u>10万円以下の過料に処する。</u></p> |

議案第52号関係

市道路線の認定について

(1) 路線の概要

| 路線番号 | 路線名 | 延長(m) | 幅員(m) |
|------|--------|-------|----------|
| 829 | 論地27号線 | 133.4 | 6.0～10.5 |
| 830 | 論地28号線 | 74.1 | 6.0～8.1 |
| 831 | 論地29号線 | 52.2 | 6.0～10.2 |
| 832 | 春日7号線 | 25.8 | 4.0～7.6 |

(2) 路線の位置

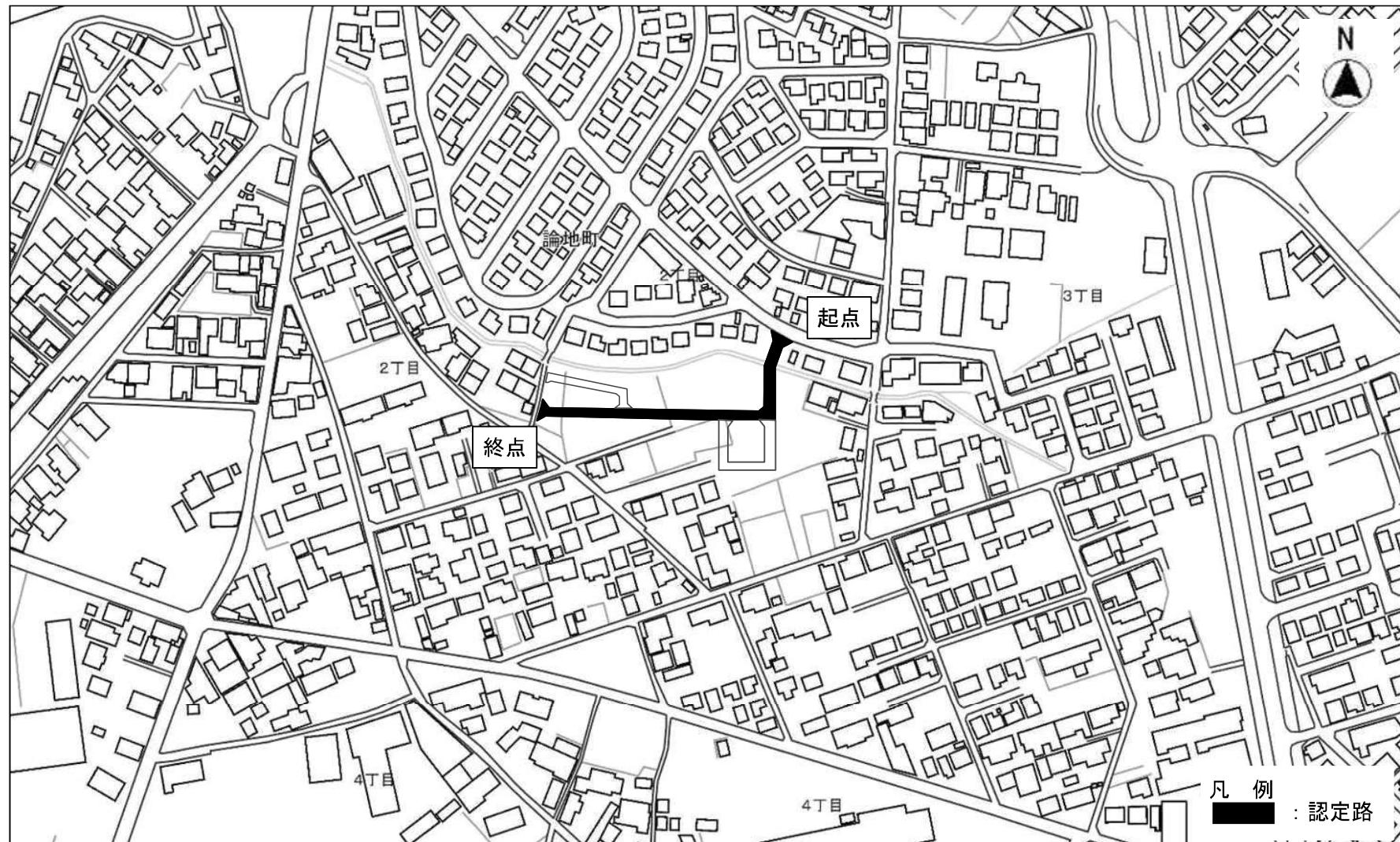
別添図参照

市道路線の認定路

別添図

829 論地27号線

縮尺 1 : 2,500

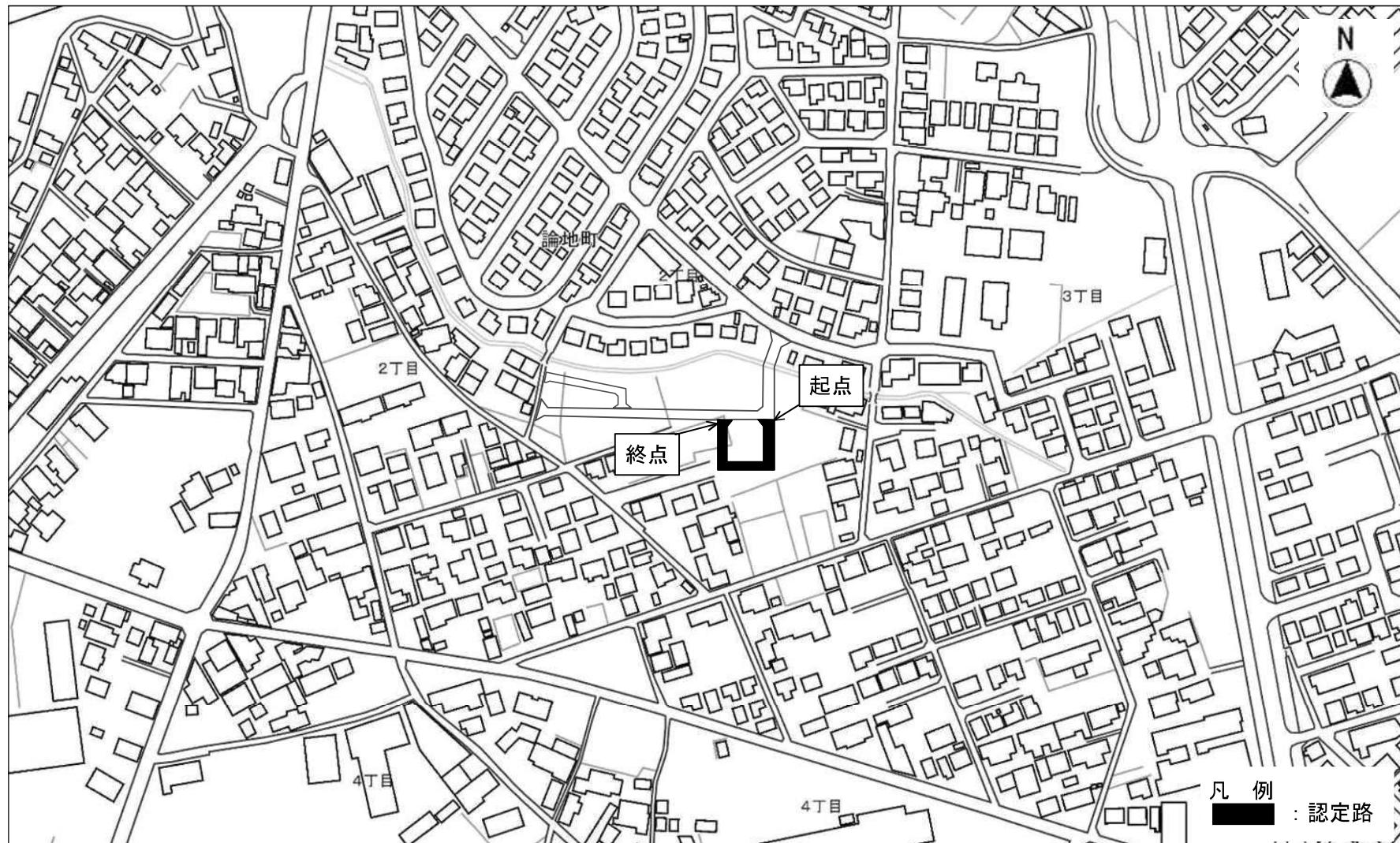


市道路線の認定路

別添図

830 論地28号線

縮尺 1 : 2,500

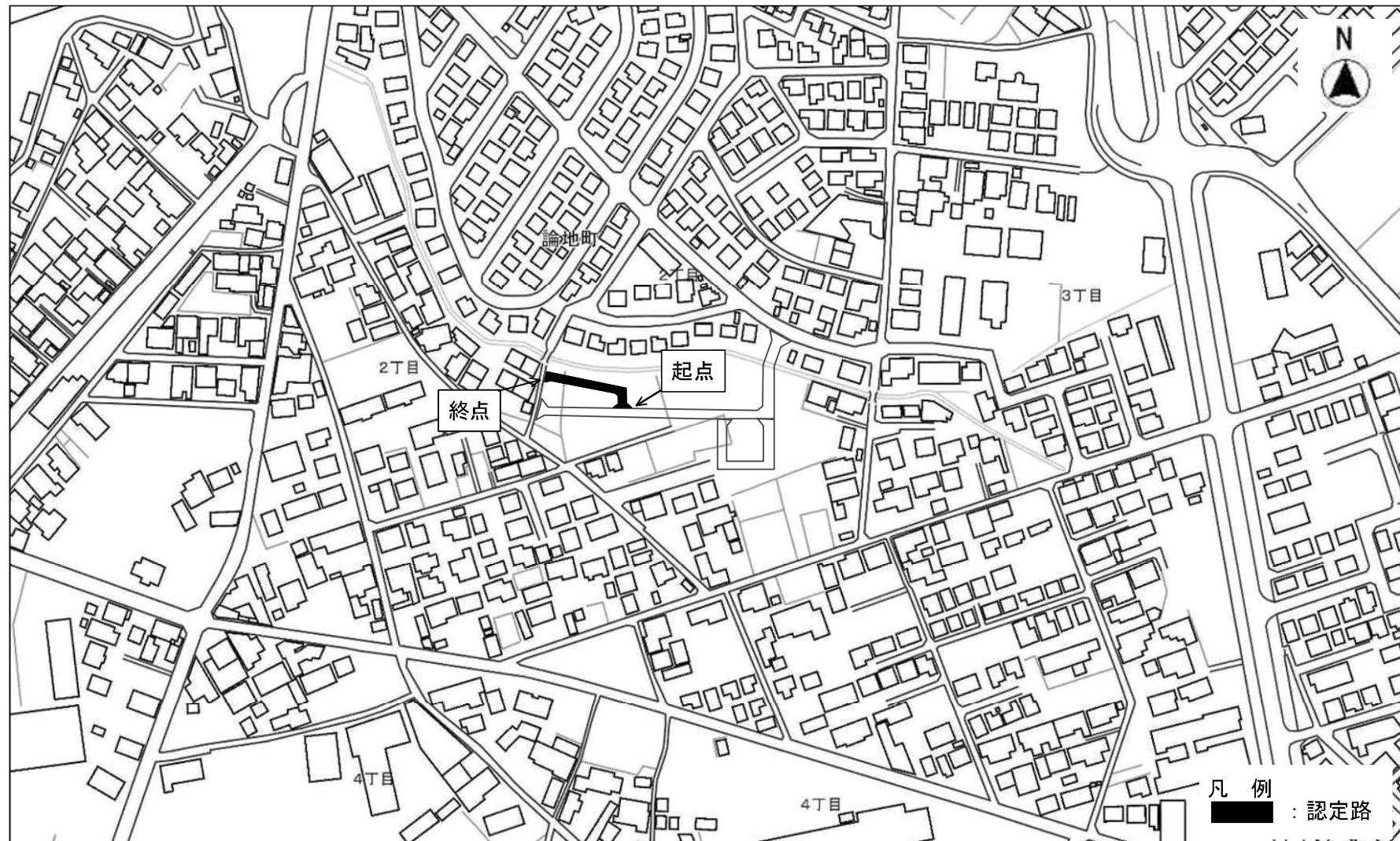


市道路線の認定路

別添図

831 論地29号線

縮尺 1 : 2,500

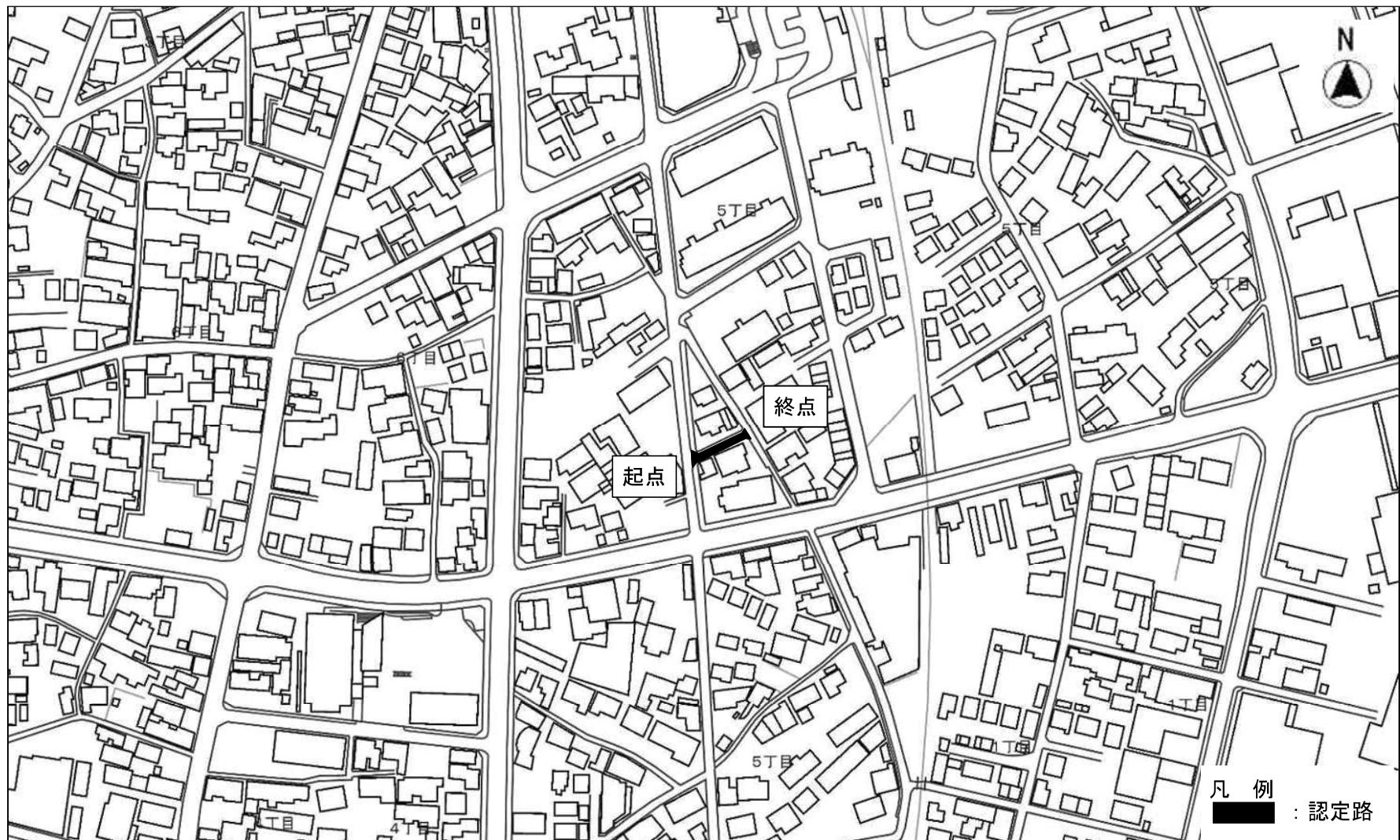


市道路線の認定路

別添図

832 春日7号線

縮尺 1 : 2,500



議案第 5 3 号概要資料

令和 5 年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

| | 未処分利益剰余金 |
|-------------|---------------------------|
| 当年度末残高 | 1 9 4 , 7 1 4 , 5 9 0 円 |
| 議会の議決による処分額 | △ 1 9 4 , 7 1 4 , 5 9 0 円 |
| 減債積立金 | △ 5 2 , 6 6 4 , 9 9 4 円 |
| 建設改良積立金 | △ 3 8 , 0 0 0 , 0 0 0 円 |
| 資本金へ組入れ | △ 1 0 4 , 0 4 9 , 5 9 6 円 |
| 処分後残高 | 0 円 |

議案第54号関係

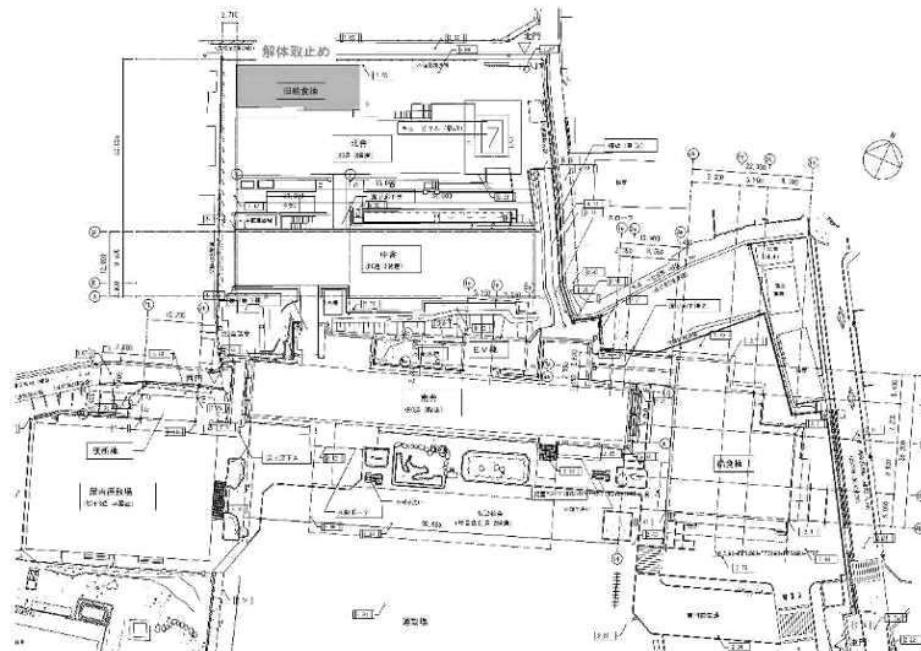
高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

| 改 | 正 | 後 | 改 | 正 | 前 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------|---|-----------|----|-----------------------|---|-------------------|---|---|--|--|----|----|-----------------------|---|-----------|----------------|-------------------|---|
| 別表（第2条関係） | | | 別表（第2条関係） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>高浜老人ふれあいの家及び高浜中部老人憩の家</td><td>略</td></tr><tr><td>吉浜北部老人憩の家～湯山老人憩の家</td><td>略</td></tr></tbody></table> | | | 名称 | 位置 | 高浜老人ふれあいの家及び高浜中部老人憩の家 | 略 | 吉浜北部老人憩の家～湯山老人憩の家 | 略 | <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>高浜老人ふれあいの家及び高浜中部老人憩の家</td><td>略</td></tr><tr><td>高浜南部老人憩の家</td><td>高浜市田戸町七丁目7番地24</td></tr><tr><td>吉浜北部老人憩の家～湯山老人憩の家</td><td>略</td></tr></tbody></table> | | | 名称 | 位置 | 高浜老人ふれあいの家及び高浜中部老人憩の家 | 略 | 高浜南部老人憩の家 | 高浜市田戸町七丁目7番地24 | 吉浜北部老人憩の家～湯山老人憩の家 | 略 |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高浜老人ふれあいの家及び高浜中部老人憩の家 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 吉浜北部老人憩の家～湯山老人憩の家 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高浜老人ふれあいの家及び高浜中部老人憩の家 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高浜南部老人憩の家 | 高浜市田戸町七丁目7番地24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 吉浜北部老人憩の家～湯山老人憩の家 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

高取小学校給食施設改築工事請負契約の変更について

1 工事請負契約の変更理由

高取小学校給食施設改築工事において、既存給食室解体工事の取止めによる減額に伴い、工事請負契約を変更するもの。



2 契約変更金額

▲1,144万0,000円

変更前：5億6,980万0,000円

変更後：5億5,836万0,000円

財産の取得について（追認）

概要

- 「地方自治法」及び「高浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定に基づき、議会の議決に付すべき財産の取得（予定価格2,000万円以上）について、議会の議決を経ずに買入れを行っていた案件が3件あることが判明したことから、これらの買入れについて、議会の追認を求めるものです。

対象案件

- 「小中学校教師用教科書及び指導書」の買入れ

| | 案件① (議案第56号) | 案件② (議案第57号) | 案件③ (議案第58号) |
|-------------|--------------------|----------------------|----------------------|
| 会計年度 | 令和2年度 | 令和6年度 | 令和6年度 |
| 取得の方法 | 随意契約（単価契約） | 随意契約（単価契約） | 随意契約（単価契約） |
| 取得予定価格（税込） | 23,933,279 円 | 25,337,504 円 | 20,627,483 円 |
| 購入金額（実績・税込） | 23,670,314 円 | 22,571,955 円（R6.7時点） | 18,352,838 円（R6.7時点） |
| 契約期間 | 令和2年4月1日～令和3年3月31日 | 令和6年4月1日～令和7年3月31日 | 令和6年4月1日～令和7年3月31日 |
| 相手方 | 有限会社日新堂書店 | 有限会社日新堂書店 | 株式会社不二商会 |
| 納入場所 | 高浜小学校、吉浜小学校、高取小学校 | 高浜小学校、吉浜小学校、高取小学校 | 港小学校、翼小学校、高浜中学校、南中学校 |
| 購入数量 | 教師用教科書・指導書 | 2,782冊（実績※） | 2,219 冊（見込） |
| | デジタル指導書 | — | 33 ライセンス（見込） |
| | | 1,790 冊（見込） | |
| | | 22 ライセンス（見込） | |

※案件①の購入数量は、把握できるものに限る。

根拠法令等

- 「地方自治法」第96条第1項第8号
- 「地方自治法施行令」第121条の2の2第2項
- 「高浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条